

ENUM トライアルジャパン会則(案)

(名称)

第 1 条

本会は、正式名称を「ENUM トライアルジャパン」、英語名称を「ENUM Trial Japan」とし、略称を「ETJP」とする。

(目的)

第 2 条

本会は、ENUM の基盤サービス、その上の通信アプリケーション、通信サービスまでを含めた、基本機能の技術的検証、実用性の技術的検証、サービス化に向けた技術的課題の整理と検討を行う場を提供する。また、諸外国の ENUM トライアルと連携し、国際レベルの技術的検証を行う場も提供する。この場を用い、会員それぞれが ENUM をベースとする通信アプリケーション、通信サービスの技術ノウハウを蓄積する。

(活動内容)

第 3 条

本会として、一つの成果を求めるのではなく、会員個々が自由に技術実験を行う。すなわち、各会員もしくは複数会員からなるグループが、各自の技術を持ち寄り、それぞれが独自に企画した実験を行う。その経緯および結果は、会員が本会に報告する。

(活動成果)

第 4 条

原則として、トライアルの結果は、公開とする。

(財産)

第 5 条

- (1) 会員個々にて生成された知的財産等は、その会員が所有する。
- (2) 複数会員による知的財産所有権などの持分等に関する課題が生じた場合、その取り扱いについては別途協議するものとする。

(構成)

第 6 条

本会は、本会に参加する会員で構成される。

(会長・副会長)

第 7 条

- (1) 本会は、総会にて承認された会長を 1 名置く。本会は、必要に応じ副会長を置くことができ、選出は会長選出と同様とする。
- (2) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(総会)

第 8 条

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会の議長は、会長が務める。
- (3) 総会は、会長が必要と認めた場合、開催することができる。
- (4) 総会は、会員数の過半数の出席を持って成立する。
- (5) 総会の議事は、総会に参加した会員の過半数以上の賛成をもって承認する。投票権は、会員あたり一票とする。

(事務局)

第 9 条

本会の円滑な運営を図るため事務局を設ける。事務局は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)と株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が共同で運営する。

(入会)

第 10 条

- (1) 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を事務局に送付し、初めて会員となる。
- (2) 会員名と各会員が宣言した貢献内容は、原則として、公開する。

(会費・運営費用負担)

第 11 条

本会は、独自の会計・口座を持たない。会員には会費の納入義務はない。本会の活動に関わる会議の運営費用、通信費用、書類作成費用、その他人件費等は、それに取り組む会員がそれぞれで負担するものとする。

(退会)

第 12 条

本会を退会しようとするものは、その旨を事務局に届け出なければならない。

(除名)

第 13 条

会員として不適切と認められたものは、総会の決議をもって除名することができる。

(会員の義務)

第 14 条

- (1) 会員は、入会時に本会に対し、連絡先と貢献内容を報告しなければならない。また、その内容が変更になった場合も速やかに事務局に報告しなければならない。
- (2) 会員は、本会活動として知り得た情報で一般に公開されていること以外は、本会以外にその情報を漏らしたり、公開してはならない。公開する必要がある場合は、関係する会員に了承を得なければならない。本会を退会したり、本会が解散した後も同様とする。

(設置期間)

第 15 条

- (1) 本会は、2004 年 9 月末日までとする。ただし、本会の設置期間を短縮・延長する場合は、総会の議決を経て期間を区切り、延長することができる。
- (2) Web ページの内容や報告書等の著作物は、解散後事務局各組織が引き継ぐ。

付則

本会則は、2003 年 9 月 17 日の ETJP 設立総会の承認をもって実施する。